

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 5 項の規定に基づき通知します。